

今冬の落雷に起因すると推定される風力発電所の事故及び火災事故に対する経済産業省における対応状況について

経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

- 平成 25 年 11 月 21 日 関東東北産業保安監督部東北支部が、事業者である株式会社庄内環境エネルギーから遊佐日向川風力発電所に係る電気関係報告規則第 3 条の規定に基づく事故報告（速報）を受けた。
- 平成 25 年 12 月 1 日 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署が、事業者である北陸電力株式会社から国見岳風力発電所に係る電気関係報告規則第 3 条の規定に基づく事故報告（速報）を受けた。
- 平成 25 年 12 月 3 日 経済産業省本省は、落雷に起因すると想定される事故発生情報及び平成 21 年 12 月 18 日付けで周知した落雷等に対する安全管理対策の実施を依頼する旨の周知文書を、関係する産業保安監督部及び一般社団法人日本風力発電協会宛てに発出した。
- 平成 25 年 12 月 4 日 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署から国見岳風力発電所に職員を派遣し、現地調査を実施した。
- 平成 25 年 12 月 5 日 ①北海道産業保安監督部が、事業者であるエコ・パワー株式会社からオロロン風力発電所に係る事故報告（速報）を受けた。  
②北海道産業保安監督部からオロロン風力発電所に職員を派遣し、現地調査を実施した。
- 平成 25 年 12 月 10 日 経済産業省本省は、落雷に起因すると想定される事故発生情報を周知するとともに、事業者に対し落雷発生状況や雷害対策の実施状況等の報告を要請す

る旨の文書を、関係する産業保安監督部及び一般社団法人日本風力発電協会宛てに発出した。この中で、報告について、平成26年1月8日を目途に産業保安監督部宛てに報告するよう要請した。

- 平成25年12月14日 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署が、事業者である株式会社ジェイウインドからあわら北潟風力発電所に係る電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告（速報）を受けた。
- 平成25年12月20日 関東東北産業保安監督部東北支部が、事業者である株式会社庄内環境エネルギーから遊佐日向川風力発電所に係る電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告（中間報告）を受けた。
- 平成25年12月21日 九州産業保安監督部が、事業者である電源開発株式会社からジェイパワーひびき風力発電所に係る電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告（速報）を受けた。
- 平成25年12月26日 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署が、事業者である北陸電力株式会社から国見岳風力発電所に係る電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告（中間報告）を受けた。
- 平成25年12月27日 経済産業省本省は、3件風車落下事故を踏まえた中間報告書について周知するとともに、落雷に起因すると想定される事故発生情報及び引き続き安全対策を講じる旨の周知文書を、関係する産業保安監督部及び一般社団法人日本風力発電協会宛てに発出した。
- 平成26年 1月 8日 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署が、事業者である能登コミュニティウインドパワー株式会社から輪島コミュニティウインドファームに係る電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告（速

報)を受けた。

- 平成26年 1月10日 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署が、事業者である株式会社ジェイウインドからあわら北潟風力発電所に係る電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告(中間報告)を受けた。
- 平成26年 1月23日 北海道産業保安監督部が、事業者であるエコ・パワー株式会社からオロロン風力発電所に係る事故報告(中間報告)を受けた。
- 平成26年 1月20日 九州産業保安監督部が、事業者である電源開発株式会社からジェイパワーひびき風力発電所に係る電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告(中間報告)を受けた。
- 平成26年 2月 6日 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署が、事業者である能登コミュニティウインドパワー株式会社から輪島コミュニティウインドファームに係る電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告(中間報告)を受けた。
- 平成26年 2月 3日 北海道産業保安監督部が、事業者であるエコ・パワー株式会社から追分ソーラン風力発電所に係る事故報告(速報)を受けた。
- 平成26年 2月14日 中部近畿産業保安監督部が、事業者である静岡県から御前崎港風力発電施設に係る事故(速報)を受けた。
- 平成26年 2月15日 中部近畿産業保安監督部が、事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社から細谷風力発電所に係る事故報告(速報)を受けた。
- 平成26年 2月20日 経済産業省本省は、落雷に起因すると推定される事故を踏まえた発電用風力設備に対する当面の落雷

対策、新たに発生したブレード破損事故等、太鼓山風力発電所における再発防止対策に係る周知文書を、産業保安監督部及び一般社団法人日本風力発電協会宛てに発出した（参考資料）。

(参考資料)

## 経 済 産 業 省

26保電安第1号  
平成26年2月20日

一般社団法人日本風力発電協会  
代表理事 永田 哲朗 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

今冬の落雷に起因すると推定される事故を踏まえた発電用風力設備に対する当面の  
落雷対策等について

今冬の落雷に起因すると推定される事故に関し、平成25年12月3日及び同年12月27日付けで落雷対策に係る周知依頼を行ったところですが、平成26年2月14日に産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（第1回）において、各事故に対する原因究明や落雷対策について検討を行いました。

今冬に落雷事故が発生した発電所においては、引き続き事故原因の究明及び再発防止対策の実施を可能な限り早急に行うことが必要ですが、今冬に事故が発生していない発電所においても、今冬に発生した落雷事故の調査状況を踏まえつつ、設備の立地状況や落雷状況に鑑み、適切な設備・運用上の対策に一層取り組むことが必要であると考えられます。

このため、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、全国の発電用風力設備の設置者に対し、当面の落雷対策について、各産業保安監督部（支部等を含む）を通じて周知することとしました。

また、新たに火災事故やブレード破損事故が発生していることから、本事故についても、同様に周知することとしました。

さらに、京都府から太鼓山風力発電所における風車落下事故に対する再発防止対策に関し、ナセルとタワートップフランジとの接合部であるボルトに係る亀裂等発生への対応及び保安点検の具体的な実施内容等に係る報告がなされており、風車の製造事業者が同じである他の事業者における安全対策に参考にな

ると考えられることから、併せて同報告の内容を周知することとしました。

つきましては、貴協会におかれましても、貴協会員に対し、下記のとおり、周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 今冬の落雷に起因すると推定される事故を踏まえた当面の落雷対策  
平成25年12月3日に周知した対応を確実に実施することを前提としつつ、以下の対策を、複数組み合わせることで取り組むこと。
  - (1) 直接的な事故防止及び被害拡大防止対策
    - ①-1 当初想定以上の雷撃に対応する設備への改造
    - ①-2 雷撃によるレセプターの脱落に対応する設備への改造
    - ② 強風下等における雷接近時の運転停止
    - ③ 直撃雷センサーの設置及び落雷時の運転停止、安全点検の速やかな実施
    - ④ 取扱者以外の者に対する注意喚起の強化(周囲の適切な場所への表示(標識設置等)や周知等の検討)
    - ⑤ 強風後及び設備近傍への落雷後の安全点検の実施
  - (2) 間接的な事故防止対策
    - ⑥ 落雷事故や保守点検情報の業界内共有
2. 新たに発生した火災事故及びブレード破損事故について  
別紙1参照
3. 太鼓山風力発電所における風車落下事故に対する再発防止対策  
別紙2参照